

小美玉市地方就職学生支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、茨城県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び小美玉市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）の大学又は大学院（以下「大学等」という。）を卒業して、茨城県内に所在する企業に就職するため、本市に移住する見込みの者に対し、予算の範囲内で、地方就職学生支援金（以下「支援金」という。）を交付することに関し、わくわく茨城生活実現事業、茨城就職チャレンジナビ事業、茨城県地方就職学生支援事業及び地域課題解決型起業支援事業実施要領（令和元年5月29日付け計推第40号）及び小美玉市補助金等交付規則（平成18年小美玉市規則第41号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(支援金の交付対象者)

第2条 支援金の交付の対象となる者は、就職活動（採用試験又は面接試験に限る。）のため、公共交通機関を利用したものであって、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

(1) 移住元に関し、次に掲げる要件の全てに該当すること。

ア 大学又は大学院の卒業・修了年度において、東京都内に本部がある大学等の東京圏内（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県内で条件不利地域を除く）（以下「東京圏内（条件不利地域を除く）」という。）のキャンパスに原則4年以上通学し、当該大学等を卒業・修了していること。ただし、在学中の場合も対象とする。

イ 大学等の卒業・修了年度において、東京圏内（条件不利地域を除く）に継続して在住していること。

(2) 移住先に関し、次に掲げる要件の全てに該当すること。

- ア 卒業年度に茨城県内に所在する企業から内定を得ており、大学等を卒業した後に当該内定した企業に就職していること。ただし、在学中の場合は、当該内定した企業に就職する意思を有していること。
 - イ 就職のため、市内に移住していること。ただし、在学中の場合は、就職のため、市内に移住する意思を有していること。
 - ウ 申請時において、前号アに規定する大学等を卒業・修了している場合は、当該卒業・修了してから1年以内であること。
- (3) 就業に関し、次に掲げる要件の全てに該当すること。
- ア 就業先に関し、次に掲げる要件の全てに該当すること。
 - (ア) 勤務地が茨城県内に所在する企業等に大学又は大学院を卒業・修了してから1年以内に就職していること。ただし、在学中に申請する場合は、申請時において、就業開始予定日が1年以内であること。
 - (イ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に定める風俗営業者でないこと。
 - (ウ) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係するものでないこと。
 - (エ) 官公庁等（第3セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）ではないこと。
 - (オ) 内定者の3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人その他の団体でないこと。
 - イ 就業条件に関し、次に掲げる要件の全てに該当すること。
 - (ア) 週20時間以上の無期雇用契約に基づく就業であること。ただし、在学中に就職活動等に係る経費を申請する場合は、週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みであること。
 - (イ) 市から通勤が可能な地域への勤務地限定型社員としての採用であること。ただし、在学中に申請する場合は、市から勤務が可能な地域への勤務地域限定型社員として採用予定であること。

(4) 次に掲げる要件の全てに該当すること。

ア 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

イ 日本の国籍を有する者であること又は外国の国籍を有する者であつて、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有する者であること。

ウ その他茨城県知事又は市長が支援金の対象として不相当と認めた者でないこと。

(支援金の額)

第3条 支援金の額は、4,260円とする。ただし、内定先企業から交通費の支給があつた場合は、その額を差し引いた額とする。

(支援金の交付申請)

第4条 申請者は、市長が指定する日までに、小美玉市地方就職学生支援金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、これを市長に提出しなければならない。

(1) 写真付き身分証明書等の本人確認ができる書類の写し

(2) 交通費の領収書その他の就職活動の際に公共交通機関を利用したことを確認することができる書類

(3) 卒業証明書又は修了証明書。ただし、在学中に申請する者については在学証明書

(4) 住民票の写し又はその他の現住所を確認することのできる書類

(5) 内定証明書(様式第2号)

(6) その他第2条に規定する要件を満たすことを証する書類として市長が必要と認める書類

2 支援金の申請は、1回限りとする。

(支援金の交付決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があった場合には、その内容を審査し、当該申請があった日から起算しておおむね15日以内に、支援金の交付の適否の決定を行うものとする。

2 市長は、前項の規定により支援金の交付の適否の決定をしたときは、速やかに、小美玉市地方就職学生支援金交付(不交付)決定通知書(様式第3号)により、その旨を当該申請者に通知するものとする。

(実績報告及び額の確定)

第6条 規則第7条に規定する実績報告については、第4条に規定する申請書の提出をもって実績報告があったものとみなす。

2 規則第8条第1項の規定による額の確定による通知は、前条第2項に規定する通知書をもってこれに代えられるものとする。

(支援金の請求)

第7条 第5条第2項の規定により支援金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)が、支援金の交付を受けようとするときは、小美玉市地方就職学生支援金交付請求書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに、交付決定者に対して支援金の交付を行うものとする。

(報告及び立入調査)

第8条 市長は、茨城県地方就職学生支援事業の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、交付決定者に対し報告を求め、又は立入調査を行うことができる。

(交付決定の取消し)

第9条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該支援金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。ただし、内定企業の倒産、災害、病気等のやむをえない事情として市長が認めた場合は、この限りでない。

(1) 虚偽の申請であることが明らかとなった場合 全額

- (2) 在学中に交通費を申請した者が、申請日から1年以内に要件を満たす就業先への就業を行わなかった場合 全額
 - (3) 在学中に交通費を申請した者が、申請日から1年以内に本市へ転入しなかった場合（申請時に既に市に住民票がある場合は除く） 全額
 - (4) 就業開始日から1年以内に要件を満たす就業先を辞した場合（退職日から3か月以内に県内の別の企業に就業する場合を除く） 全額
 - (5) 本市への転入日又は要件を満たす企業等への就業開始日のいずれか遅い日から3年未満で転出した場合 全額
 - (6) 本市への転入日又は要件を満たす企業等への就業開始日のいずれか遅い日から3年以上5年以内に転出した場合 半額
- (支援金の返還)

第10条 市長は前条の規定により交付決定の全部又は一部を取り消した場合は、当該交付決定者に対し、小美玉市地方就職学生支援金交付決定取消・返還通知書（様式第5号）によりその旨を通知するとともに、既に支援金を交付している場合にあつては、期限を定めて当該支援金の返還を命ずるものとする。

第11条 この告示に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

様式第1号(第4条関係)

年 月 日

小美玉市長 様

小美玉市地方就職学生支援金交付申請書

小美玉市地方就職学生支援金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1. 申請者欄

ふりがな		生年月日	
氏名		年 月 日	
住所	〒	電話 番号	
メールアドレス			
卒業(予定)大学・大学院及び学部・専攻科			

2. 就職活動の訪問先

訪問先	企業名			
	所在地			
面接・試験日	年 月 日	内定日・就業 開始日	年 月 日	

3. 移動経路(往復)

日付	交通機関の名称	出発地	到着地	費用
		(駅名・バス停名等)		
				円
				円
				円
				円

4. 添付書類

- (1) 別紙「小美玉市地方就職学生支援金の交付申請に関する確認書」
- (2) 写真付き身分証明書等の本人確認ができる書類の写し
- (3) 交通費の領収書その他の就職活動の際に公共交通機関を利用したことを確認することができる書類
- (4) 在学証明書
卒業後の申請の場合は卒業証明書又は修了証明書
- (5) 住民票の写し又はその他の現住所を確認することのできる書類
- (6) 内定・採用証明書（様式第2号）
- (7) その他第2条に規定する要件を満たすことを証する書類として市長が必要と認める書類

別紙

小美玉市地方就職学生支援金の交付申請に関する確認書

- 1 茨城県及び小美玉市から支援金に関する報告及び立入調査を求められた場合には、それに応じます。
- 2 個人情報の取扱い（注1）に記載された内容について同意します。
- 3 交付申請日から5年以上継続して、小美玉市に居住する意思があります。
- 4 就業先の代表者又は取締役等の経営を担う者は、3親等以内の親族に該当しません。
- 5 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者ではありません。
- 6 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力との関係を有する者ではありません。
- 7 次の（1）から（6）までのいずれかに該当した場合には、小美玉市地方就職学生支援金交付要綱第9条の規定により、支援金の全額又半額を返還します。
 - （1）虚偽の申請であることが明らかとなった場合：全額
 - （2）在学中に交通費を申請した者が、申請日から1年以内に要件を満たす就業先への就業を行わなかった場合：全額
 - （3）在学中に交通費を申請した者が、申請日から1年以内に本市へ転入しなかった場合（申請時に既に市に住民票がある場合は除く）：全額
 - （4）就業開始日から1年以内に要件を満たす就業先を辞した場合（退職日から3か月以内に県内の別の企業に就業する場合を除く）：全額
 - （5）本市への転入日又は要件を満たす企業等への就業開始日のいずれか遅い日から3年未満で転出した場合：全額
 - （6）本市への転入日又は要件を満たす企業等への就業開始日のいずれか遅い日から3年以上5年以内に転出した場合：半額

（注1）茨城県地方就職学生支援事業に係る個人情報の取扱い

茨城県及び小美玉市は、茨城県地方就職学生支援事業の実施に際して得た個人情報について、茨城県及び小美玉市が定める個人情報保護法施行条例等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、茨城県及び小美玉市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する地方就職学生支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県又は他の市町村に提供し、又は確認する場合があります。

上記の確認事項について、相違及び異議はありません。

年 月 日

住 所

氏 名

内定・採用証明書

以下の者の採用を内定・採用したことについて証明いたします。

1. 内定(採用)者情報

ふりがな	
氏名	
生年月日	年 月 日

2. 採用活動情報

面接・試験日	年 月 日
実施場所	会社住所と同じ・それ以外の場所
	(それ以外の場所の場合、住所を記載してください)
内定日・就業開始日	年 月 日
交通費支給額	(交通費を複数回支給している場合は、総額ではなく上記面接・試験日の1日分について記載してください。支給していない場合は0を記載してください。) 円

3. 就業条件等

就業開始日(予定)日	年 月 日
就業条件	該当する場合はチェックをつけてください※
	<input type="checkbox"/> 無期の雇用である <input type="checkbox"/> 1週間の所定労働時間が20時間以上である
勤務地に関する特記事項	該当する場合はチェックをつけてください※
	<input type="checkbox"/> 転勤・出向・研修等による、市区町村間の住民票の移動が必要な勤務地の変更がない(勤務地限定型社員である、勤務地が1か所である等)

※補助金の受給要件となる項目のため、チェックがない場合は対象外になります。

年 月 日

所在地 _____

事業所名 _____

代表者名 _____

電話番号 _____

担当者名 _____

(在学中に申請する場合は、以下を申請者が記載してください)

上記内定を承諾し、小美玉市地方就職学生支援金を申請いたします。

申請者氏名 _____

様式第3号(第5条関係)

小美玉 第 号
年 月 日

様

小美玉市長

小美玉市地方就職学生支援金交付(不交付)決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった小美玉市地方就職学生支援金について審査した結果、下記のとおり決定しましたので小美玉市地方就職学生支援金交付要綱第5条第2項の規定により通知します。

記

支援金の交付	<input type="checkbox"/> 交付します。
	<input type="checkbox"/> 交付しません。 (理由)
交付決定額	金 円

交付の条件

- (1) 支援金を受ける権利を第三者に譲渡することはできません。
- (2) 小美玉市地方就職学生支援金交付要綱第9条第1項各号に該当するとき認めるときは、支援金の交付決定を取り消し、既に支援金が交付されているときは、その返還を求めます。

様式第4号(第7条関係)

年 月 日

小美玉市長 様

交付決定者 住 所 _____
氏 名 _____
電話番号 _____

小美玉市地方就職学生支援金交付請求書

年 月 日付小美玉 第 号で交付決定のあった小美玉市
地方就職学生支援金について下記のとおり請求します。

記

請求金額 金 _____ 円

なお、支援金は、次の口座へ振り込んでください。

金融機関名							
支店等名	本店				支店	代理店	
	本所				支所		
					出張所		
口座種別	1 普通(総合)		2 当座		3 その他		
口座番号						※右詰めで記入してください。	
口座名義人	(フリガナ)						

※口座名義人は、交付決定者と同一とする。

※口座番号を確認できる書類（通帳やキャッシュカードの写し等）を添付する。

様式第 5 号(第 10 条関係)

小美玉 第 号
年 月 日

様

小美玉市長

小美玉市地方就職学生支援金交付決定取消・返還通知書

年 月 日付小美玉 第 号で交付決定を行った小美玉市
地方就職学生支援金について、小美玉市地方就職学生支援金要綱第 10 条の規定に
より、下記のとおり交付決定の取消しを通知する。

取消年月日	年 月 日
取消理由	

なお、既に交付済みの小美玉市地方就職学生支援金について、次のとおり返還
を命ずる。

支援金額	金 円
返還請求額	金 円
返還期限	年 月 日
特記事項	